

役場で行う還付申告と申告相談

町では、下記日程で所得税の還付申告および申告相談・住民税申告相談を行います。

「住宅借入金等特別控除」・分離課税所得（土地・建物および株式等の譲渡所得・贈与税等）の申告は、新潟商工会議所中央会館でお願いします。本年より役場では受付できないこととなりましたのでご注意ください。

○自書申告にご協力を

申告期間中、相談会場は大変混雑します。申告書の作成については、自分で書いて提出していただく「自書申告」にご協力をお願いします。

○還付申告

「医療費控除」を受ける給与所得者および年の中途で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった給与所得者・年金受給者で所得税の還付が見込まれる方。

○必要なもの

給与・年金の源泉徴収票、印鑑、通帳、各種証明書等、電卓・筆記用具。

「医療費控除」を受ける方は、事前に医療費の集計をした上で会場においでください。



便利な口座振替で！

合併後の税金の口座振替について

現在、口座振替をご利用の方は、新たな手続きは不要です。合併後、新たに口座振替を希望される方、金融機関の変更を希望される方は、次のとおり申込みが必要となります。

なお、詳細については、横越支所ガイドブック（広報3月号と一緒に配布）に掲載しますので、ご覧ください。

●合併後の口座振替の申込みは

金融機関、横越支所市民税課、新潟市役所納税課の窓口で申込みができます。口座名義人は、納税義務者と同一での申込みとなります。

●平成17年度口座振替申込期限等

○市・県民税（普通徴収）

申込日	振替開始期	振替日
4月28日まで	第1期	6月30日
7月29日まで	第2期	8月31日
9月30日まで	第3期	10月31日
12月30日まで	第4期	1月31日

○固定資産税・都市計画税

申込日	振替開始期	振替日
3月31日まで	第1期	5月31日
6月30日まで	第2期	8月1日
11月30日まで	第3期	12月28日
1月31日まで	第4期	2月28日

○軽自動車税

申込日	振替開始期	振替日
3月31日まで	全期	5月31日

●口座振替のできる金融機関

第四銀行	みずほ信託銀行	新栄信用組合	西川農業協同組合
北越銀行	中央三井信託銀行	太陽信用組合	燕市農業協同組合
大光銀行	住友信託銀行	五泉信用組合	新潟市農業協同組合
みずほ銀行	新潟信用金庫	協栄信用組合	新潟西農業協同組合
東京三菱銀行	三条信用金庫	巻信用組合	新潟県信用農業協同組合連合会
三井住友銀行	新発田信用金庫	※2 北蒲みなみ農業協同組合	新潟県信用漁業協同組合連合会
秋田銀行	加茂信用金庫	豊栄市農業協同組合	郵便局
東邦銀行	※1 商工組合中央金庫	白根市農業協同組合	
北陸銀行	新潟県労働金庫	新津さつき農業協同組合	
山形しあわせ銀行	新潟県信用組合	亀田郷みなみ農業協同組合	
殖産銀行	興栄信用組合	越後中央農業協同組合	

ただし、※1は新潟支店、※2は京ヶ瀬支店のみとなります。

●問い合わせ 町民税課 管理徴収係 ☎385-2111

住宅借入金等特別控除ならびに分離課税所得（土地・建物および株式等の譲渡所得）・贈与税の申告相談等については、申告相談会場（新潟商工会議所中央会館）となります。ご理解とご協力をお願いします。



○ご協力をお願いします

申告期間中、町民税課窓口は申告相談業務のため大変に混雑します。電話での適切な対応が困難になると思われます。ご迷惑をおかけするかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いします。

今年から役場での申告相談会場が役場2階の会議室に変わります。相談方法も個別相談から集合面接方式に変更となります。自書申告にご協力をお願いします

区分	相談日・対象地区	時間・会場
給与所得者で、年の中途で退職し年末調整を受けなかった方、医療費控除等の還付申告者の申告相談	2月16日(水)から 2月25日(金)まで	横越町全域 ○時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ○会場 横越町役場 2階 会議室 ※正午から午後1時までは昼休み時間です。ご協力をお願いします。
農業所得者の申告相談	2月28日(月) 上町・中央・いぶき野 3月1日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 2日(水) 沢海・阿賀野 3日(木) 木津・二本木 4日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	
住民税の申告相談	3月7日(月) 上町・中央・いぶき野 8日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 9日(水) 沢海・阿賀野 10日(木) 木津・二本木 11日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	

生ごみ処理機器補助金申請 2月28日締切

広報1月号でお知らせしたとおり、新潟市へ合併した後は、新潟市の制度に統一されますので、補助金を希望される方は、2月28日(月)までに申請をしてください。※必着

申請をする際、必要書類がそろわない場合は申請を受理できませんので、十分にご確認のうえ申請されるようお願い致します。

なお、予算には限りがありますので、購入前に必ずお問い合わせいただき、ご確認くださいませようお願いします。

また、申請はご本人またはご家族の方が来られるようにお願いします。販売業者等による代理申請は受け付けませんのでご注意ください。

チャイルドシート購入費補助事業 今年3月10日で終了します

町では、チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図ることを目的に、乳幼児のためのチャイルドシートを購入する方に購入費補助事業を実施してきました。

平成12年1月の制度施行から5年が経過し、チャイルドシート普及促進という目的は達成されたと考えられます。

チャイルドシートの必要性や子どもの安全確保の観点から啓発活動は必要ですが、補助事業としては取り組まないことになりました。購入費補助事業は今年3月10日をもって終了します。

◆生ごみ処理機器・チャイルドシートの問い合わせ 町民生活課 ☎385-2111